

# 令和6年度 狩猟免許試験実施要領

## 1 日 時

別紙1のとおり

## 2 初心者

### (1) 受験資格

石川県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という）第40条第5号の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消し日から3年を経過しない者（ただし、取り消しに係る種類のものに限る。）

ウ 20歳未満の者（試験日現在）

ただし、網猟及びわな猟にあっては、18歳未満の者（試験日現在）

エ 統合失調症者、そううつ病者、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）にかかるている者

オ 麻薬、大麻、アヘンまたは覚醒剤の中毒者

カ 自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

### (2) 試験科目

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とし、すべての試験科目に合格した者に対し、狩猟免状を交付するものとする。

ア 知識試験は、次の科目について行う。合格基準は正解率70%以上（30問中21問以上正解）とする。なお、知識試験の合格者について、適性試験及び技能試験を行う。

- ・ 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する法令
- ・ 鳥獣の判別
- ・ 猟具の取扱い
- ・ 鳥獣の保護管理に関する知識

イ 適性試験は、視力・聴力・運動能力について行う。合格基準については別紙2のとおりとする。

ウ 技能試験は、次の科目について行う。合格基準については正解率70%以上（100点満点の70点以上）とする。

- ・ 猟具の取扱い
- ・ 鳥獣の判別
- ・ 距離の目測（第一種銃猟、第二種銃猟に限る）

### (3) 受験手続きの際、提出する書類

受験しようとする狩猟免許の種類ごとに次のア～エを提出する。

ア 狩猟免許申請書

イ 医師の診断書（申請書提出日以前の3ヶ月以内に診断されたもの）

（1）のエ、オ及びカに該当しない旨を証明するもの（同一実施回に複数の狩猟免許試験を受験する者は、原本を1部及び残りを写しとすることができる。）

なお、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法の規定により、所持許可を現に受けている場合は、診断書の代わりにその許可証の写しでもよい。

#### ウ 写真及び返信用封筒

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真1枚（裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの）及び84円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（申請者本人宛の郵便番号、住所、氏名を記入したもの）

#### エ 狩猟免許手数料

5,200円分の石川県証紙（北國銀行本支店で取扱。収入印紙とは異なるので注意。）

#### (4) 狩猟免許申請書等の受付期間及び提出先（別紙1参照）

申請期間中に住所地を管轄する農林総合事務所（管理部）に提出すること（郵送不可）。

ただし、令和6年能登半島地震の影響により、住所地以外の場所に避難している場合は、いずれの農林総合事務所でも提出できることとする。

### 3 経験者

#### (1) 受験資格

現に所持している狩猟免許の有効期間内にこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者で、2の(1)のエ、オ及びカに該当しない者。

#### (2) 試験科目

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とする。

知識試験は、猟具の取り扱いについて行う。合格基準については正解率70%以上（10問中7問以上正解）とする。なお、知識試験の合格者について適性試験及び技能試験を行う。

適性試験、技能試験については2の(2)のイ、ウに同じ。

#### (3) 受験手続きの際、提出する書類

受験しようとする狩猟免許の種類ごとに次のア～エを提出する。

##### ア 狩猟免許申請書

##### イ 医師の診断書（2の(3)のイに同じ）

##### ウ 写真及び返信用封筒（2の(3)のウに同じ）

##### エ 狩猟免許手数料

3,900円分の石川県証紙（北國銀行本支店で取扱。収入印紙とは異なるので注意。）

#### (4) 狩猟免許申請書等の受付期間及び提出先

2の(4)に同じ

### 4 その他

#### (1) 受験日当日、受験者の受付は、午前9時30分から午前9時50分までとする。

#### (2) 受験者は、受験票と筆記用具を持参すること。

#### (3) 提出書類の記入には黒色のボールペン（消えるボールペンは不可）を用いること。

#### (4) 網猟及びわな猟受験者は、運転免許証（持っている者のみ）を持参すること。

#### (5) 技能試験を行うので猟具の取り扱いに適した服装、靴で受験すること。

\* 合格者は試験を実施した日から2週間以内にホームページで受験番号を公表し、別途、郵送で通知するものとする。

## 令和6年度 狩猟免許試験の日程及び申請書等の提出先

## 1. 日 程

日 時	申請期間	場 所	主な対象区域
令和6年6月30日(日) 午前10時から	令和 6 年 5 月 24 日(金)から 同年 6 月 14 日(金)まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター 第1研修室	県 全 域
令和6年8月4日(日) 午前10時から	令和 6 年 6 月 28 日(金)から 同年 7 月 19 日(金)まで	能美市辰口町ヌ10 辰口福祉会館 交流ホール	"
令和6年9月5日(木) 午前10時から	令和 6 年 7 月 26 日(金)から 同年 8 月 16 日(金)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1102会議室	"
令和7年2月22日(土) 午前10時から	令和 7 年 1 月 17 日(金)から 同年 2 月 7 日(金)まで	鹿島郡中能登町井田に部50番地 ラピア鹿島 アイリスホール	"

## 2. 申請書等の提出先

名 称	管轄市町	所在地	電話番号
南加賀農林総合事務所管理部	小松市、加賀市、 能美市、川北町	小松市園町ハ108-1	0761-23-1707
石川農林総合事務所管理部	白山市、野々市市	白山市馬場2丁目113番地	076-276-0528
県央農林総合事務所管理部	金沢市、かほく市、 津幡町、内灘町	金沢市直江南2-1	076-239-1750
中能登農林総合事務所管理部	七尾市、中能登町、 羽咋市、宝達志水町、 志賀町	七尾市小島町二部33番地	0767-52-2583
奥能登農林総合事務所管理部	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町	輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2322

## 適性検査の合格基準

科目		合格基準
視力	網獵免許 わな獵免許	視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	第一種銃獵免許 第二種銃獵免許	視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力		10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運行能力		狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。